

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	使用許可の取り消し等		
根拠法令及び条項	那覇市民会館条例第8条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市民会館条例第8条 (使用許可の取消し等) 第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指示に違反したとき。 (2) 災害その他不可抗力により市民会館の使用ができなくなったとき。 (3) 正当の手續によらないで使用の目的、内容等を変更したとき。 (4) その他使用が不相当と認められるとき。		
処分基準 設定年月日	1970年11月18日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	市民文化部 文化振興課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。